

山梨県公報

号外第二十一号

平成二十一年

三月三十一日

火 曜 日

目 次

規 則

- 一 関係法令の改廃等に伴う規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止に関する規則
- 三 県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 三 山梨県立大学学則の一部を改正する規則
- 三 山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則
- 八 山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- 九 山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則
- 二〇 山梨県財務規則の一部を改正する規則

規 則

山梨県規則第十九号

関係法令の改廃等に伴う規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止に関する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

関係法令の改廃等に伴う規則の整理及び適用対象の消滅による規則の廃止に関する規則

(山梨県職員旅費支給規則の一部改正)

第一条 山梨県職員旅費支給規則(昭和三十三年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十八項」に改める。

(山梨県旅館業法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県旅館業法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「旅館業法施行規則第3条第1項」を「旅館業法施行規則第5条第1

項」に改める。

(山梨県財務規則の一部改正)

第三条 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第四号中「第六百六十九条第二項」を「第六百六十九条の七第二項」に改める。

(山梨県計量法施行細則の一部改正)

第四条 山梨県計量法施行細則(昭和四十二年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第八十三条第二項の規定による」を「第十五条の三及び第八百八条第八号に規定する記号の」に改める。

(山梨県風致地区条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県風致地区条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「又は甲府市」を「、甲府市又は特例市町村」に改める。

(山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部改正)

第六条 山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則(昭和四十七年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第十三条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

第七条第二項中「第四十三条第一項各号」を「第六十三条第一項各号」に、「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

(山梨県自然環境保全条例施行規則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 次に掲げる規則の規定中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

一 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号) 第三条の五 第一号八(11)

二 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則第三号) 第四条第四号ト及び第十五条第一号ヲ

(山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第八条 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年山梨県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び児童扶養手当施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下「改正令」といふ。)(附則第四条第十項」を削る。

第三条第一項中、「又は改正令附則第四条第一項」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 収入状況明細書（第二号様式）

第三条第一項第三号を削り、同条第二項第三号中「前項第三号に定める所得証明書」を「所得証明書（第三号様式）」に改め、同条第三項の表特別児童扶養資金の項を削る。

第八条第一項中、「生活資金又は特別児童扶養資金」を「又は生活資金」に、「第三十六条又は改正令附則第四条第二項」を「又は第三十六条」に改める。

第九条中、「生活資金又は特別児童扶養資金」を「又は生活資金」に改める。

第十二条第一項中、「生活資金又は特別児童扶養資金」を「又は生活資金」に改め、「又は改正令附則第四条第六項」を削り、同条第三項中「及び改正令附則第四条第十項」及び「又は改正令附則第四条第六項」を削る。

第十三条中「及び改正令附則第四条第十項」を削る。

第十四条中「又は改正令附則第四条第八項」を削る。

様式第1号

貸付金の種類	債権の種類	特別児童扶養資金	
		円額	円年
金額	(円額) (年 月から 年 月まで)	円額	円年
		円額	円年
償還方法	半年賦 (年償還)	円額	円年
		円額	円年
据置期間	年 月から 年 月まで (年 月)	児童扶養手当証書の記号・番号	

の借受状況

貸付金の種類	金額
から 年 月まで	円額
から 年 月まで	円額
から 年 月まで	円額
から 年 月まで	円額
から 年 月まで	円額

資金

円	年 月
円	年 月
賦・半年賦 (年償還)	年 月
年 月	年 月

様式第1号

貸付決定年月日	年 月 日
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで

貸付決定年月日	年 月 日
---------	-------

延長の理由	
児童扶養手当証書の記号・番号	

延長の理由

に改め、同様式注2を削り、同

様式注1中「(特別児童扶養資金に係る措置期間の延長の申請にあつては、前年及び前々年の所得並びに扶養する児童の状況を証する書類)」を削り、同様式注1を同様式注とする。

(租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則の一部改正)
第九条 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則(平成十六年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の第二十一項」を「第二十条の第二十三項」に、「第三十八条の第二十一項」を「第三十八条の第二十二項」に改める。

第二条中「第二十条の第二十一項又は第三十八条の第二十一項」を「第二十条の第二十三項又は第三十八条の第二十二項」に改め、同条第七号口中「再開発等促進区」の下に「又は同条第四項の規定による開発整備促進区」を加え、「及び同条第四項第二号」を「又は同条第五項第一号」に改める。

第一号様式中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」に、「第38条の4第21項」を「第38条の4第22項」に、「再開発等促進区」を「再開発等促進区・開発整備促進区」に改める。

第二号様式中「再開発等促進区」を「再開発等促進区・開発整備促進区」に改める。

第四号様式中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」に、「第38条の4第21項」を「第38条の4第22項」に改める。

(山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例施行規則及び山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の廃止)

第十条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和六十三年山梨県規則第十一号)
- 二 山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成二年山梨県規則第二号)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「看護指導監」を「医療企画監、看護指導監、県立病院法人化推進監」に、「食品・政策企画監」を「食品・衛生指導監、政策企画監」に、「税務徴収企画監、衛生指導監」を「税務徴収企画監」に改め、「農村振興監」を削り、「観光推進監」の下に「ブランド推進監、観光企画監」を加え、「高速道路推進監」を「道路企画監」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「館長」及び「副館長」を削り、「次長」の下に「財務審査幹、工事検査幹」を、「研究管理幹」の下に「普及指導幹」を加え、「男女共同参画推進幹」を削り、「副院長」の下に「室長」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県立大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県立大学学則の一部を改正する規則
 山梨県立大学学則(平成十七年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第四十五条第二項中「及び精神保健福祉士試験の受験資格並びに介護福祉士の資格」
 を「精神保健福祉士試験及び介護福祉士試験の受験資格」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第三十六条関係)
 一 全学共通科目

授業科目の名称	必修	単位数	履修方法及び修了要件	基礎科目																				
				総合英語 a	総合英語 b	総合英語 a	総合英語 b	英語コミュニケーション a	英語コミュニケーション b	中国語 a	中国語 b	中国語 a	中国語 b	中国語 a	中国語 b	韓国語 a	韓国語 b	韓国語 a	韓国語 b	スペイン語 a	スペイン語 b	スペイン語 a	スペイン語 b	フランス語 a
フレッシュマンセミナー	1		1 国際政策学	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

情報	運動と健康	養育	教養	社会の理解	科目																		
					生活と情報	運動と人間	運動と人間	運動と人間	運動と人間	生活と健康	人間と人間	人間と人間	人間と人間	人間と人間	人間と人間	人間と人間	人間と人間	人間と人間	人間と人間				
情報リテラシー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

学 部		開 放 科 目		学 部		開 放 科 目		学 部		開 放 科 目	
自然の理解	宇宙の科学	現代と地域の理解	環境論 ジェンダー論 グローバル化論 山梨学 日本語の方言と山梨	コミュニケーション プレゼンテーション グループワークと自己表現 カウンセリング基礎 発達と教育の心理 キャリアデザイン インターンシップ	国際政治学 国際関係論 平和と安全保障 文化とコミュニケーション 情報社会論 情報ネットワーク論	人間福祉学部 開放科目 地域ボランティア演習 コミュニケーション基礎 生と幸福 生涯スポーツ	看護学部 開放科目 リラクゼーション 救急法 災害支援 国際協力				
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

学部は、基礎科目から総合英語 a、総合英語 b 及び情報リテラシーの六単位及び教養科目から人間と思想を含む六単位を含めて、十六単元以上を修得すること。外国留學生は、外国語から四単位を修得すること。

専 科 学 策 政 合 総		授 業 科 目 の 名 称		履 修 方 法 及 び 修 了 要 件		備 考
学 部 教 育	目 的	単 位 数	履 修 方 法 及 び 修 了 要 件	履 修 方 法 及 び 修 了 要 件	履 修 方 法 及 び 修 了 要 件	
日本の歴史	総合政策入門 総合政策基礎演習 総合政策基礎演習 総合政策基礎演習 総合政策基礎演習	2	必修	履修方法及び修了要件	履修方法及び修了要件	備考 外国語のうち、日本語基礎 a、日本語基礎 b、日本語 a、日本語 b、日本語 a、日本語 b 及び現代日本事情については、外国人留學生のみ選択することができる。 二 国際政策学部総合政策学科
		1 1 1 1	選択			
		2				合計 一単位 三単位 百四十
		十四単位				場合に おいて 、当該 留學生 が日常 生活に おいて 使用し ている 言語の 修得は 認めな い。

国際コミュニケーション専攻

国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション
国際コミュニケーション入門	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習	国際コミュニケーション基礎演習
2	1	1	2																
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
八単位以上を修得すること。	四単位以上を修得すること。																		

国際コミュニケーション基礎

国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	国際コミュニケーション																			
国際経済論 (アジア)	国際経済論 (欧米)	貿易論	多国籍企業論	国際金融論	国際資源論	国際政治論	現代外交論	政治思想史	国際開発論	国際機構論	地方自治体の国際協力	ヨーロッパの社会と文化	アメリカの社会と政治	中国の社会と文化	韓国の社会と文化	日米交流史	日中関係の歴史	中国思想史	西洋思想史	地域理解外書講読	比較文化論 (異文化理解)	多文化教育論	文化政策論	放送文化論実践	マスメディア論	マスメディア論	マスメディアと政治												
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
国際関係分野、地域理解・地域文化分野からそれぞれ六単位及び言語・コミュニケーション分野から八単位を含めて三十単位以上を修得すること。																																							

		語 国 外		語 英		系 学 科	
				英語 Speaking 1	日本文学講読		
				英語 Speaking 2	日本語文献講読(古典)		
				英語 Reading 1	日本語の歴史		
				英語 Reading 2	中国文学		
				英語 Writing 1	中国文学		
				英語 Writing 2	国語科書写指導法		
				英語 Writing 3	英米文学概論		
				英語 Reading 3	英米文学講読		
				英語 Reading 4	英語学概論		
				英語 Speaking 3	英語音声学		
				英語 Speaking 4	英語の構造(統語)		
				英語 Listening 1			
				英語 Listening 2			
				英語 Listening 3			
				英語 Listening 4			
				英語 Writing 4			
				英語 Discussion & Debate 1			
				英語 Discussion & Debate 2			
				英語 Discussion & Debate 3			
				英語 Discussion & Debate 4			
				英語 Reading 1			
				英語 Reading 2			
				英語 Reading 3			
				英語 Reading 4			
				英語 Reading 5			
				英語 Reading 6			
				英語 Reading 7			
				英語 Reading 8			
				英語 Reading 9			
				英語 Reading 10			
				英語 Reading 11			
				英語 Reading 12			
				英語 Reading 13			
				英語 Reading 14			
				英語 Reading 15			
				英語 Reading 16			
				英語 Reading 17			
				英語 Reading 18			
				英語 Reading 19			
				英語 Reading 20			
				英語 Reading 21			
				英語 Reading 22			
				英語 Reading 23			
				英語 Reading 24			
				英語 Reading 25			
				英語 Reading 26			
				英語 Reading 27			
				英語 Reading 28			
				英語 Reading 29			
				英語 Reading 30			
				英語 Reading 31			
				英語 Reading 32			
				英語 Reading 33			
				英語 Reading 34			
				英語 Reading 35			
				英語 Reading 36			
				英語 Reading 37			
				英語 Reading 38			
				英語 Reading 39			
				英語 Reading 40			
				英語 Reading 41			
				英語 Reading 42			
				英語 Reading 43			
				英語 Reading 44			
				英語 Reading 45			
				英語 Reading 46			
				英語 Reading 47			
				英語 Reading 48			
				英語 Reading 49			
				英語 Reading 50			
				英語 Reading 51			
				英語 Reading 52			
				英語 Reading 53			
				英語 Reading 54			
				英語 Reading 55			
				英語 Reading 56			
				英語 Reading 57			
				英語 Reading 58			
				英語 Reading 59			
				英語 Reading 60			
				英語 Reading 61			
				英語 Reading 62			
				英語 Reading 63			
				英語 Reading 64			
				英語 Reading 65			
				英語 Reading 66			
				英語 Reading 67			
				英語 Reading 68			
				英語 Reading 69			
				英語 Reading 70			
				英語 Reading 71			
				英語 Reading 72			
				英語 Reading 73			
				英語 Reading 74			
				英語 Reading 75			
				英語 Reading 76			
				英語 Reading 77			
				英語 Reading 78			
				英語 Reading 79			
				英語 Reading 80			
				英語 Reading 81			
				英語 Reading 82			
				英語 Reading 83			
				英語 Reading 84			
				英語 Reading 85			
				英語 Reading 86			
				英語 Reading 87			
				英語 Reading 88			
				英語 Reading 89			
				英語 Reading 90			
				英語 Reading 91			
				英語 Reading 92			
				英語 Reading 93			
				英語 Reading 94			
				英語 Reading 95			
				英語 Reading 96			
				英語 Reading 97			
				英語 Reading 98			
				英語 Reading 99			
				英語 Reading 100			

卒業要件	全学共通科目(二十二単位以上)と国際コミュニケーション学科専門科目(九十二単位以上)とを合計して百二十四単位以上となること (第四十一条の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位であつて、学長が県立大学における授業科目の履修により修得したものとみなしたものを含む。)。	時事中国語1	1
		時事中国語2	1
合計		中国語報刊	1
単位	二十六		
位	二百五十五		

四 人間福祉学部福祉コミュニケーション学科

授業科目の名称	必修	単位数	履修方法及び修了要件	福祉		コミュニケーション		イテ		科学		専門		科目	
				基礎演習	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
基礎演習		1													
基礎演習		1													
地域ボランティア演習		1													
コミュニケーション基礎		2													
社会福祉論		2													
子ども福祉論		2													
地域福祉論		2													
生と幸福		2													
生涯スポーツ		1													
福祉と文化		2													
社会調査の基礎		2													
生・倫理・自立		2													
		20													

基礎科目	履修単位数	履修要件
人間発達と心理	2	
人間発達と心理	2	
医学一般	2	
ケア概論	2	
高齢者福祉論	2	
精神保健	2	
障害者福祉論	2	
社会学論と社会システム	2	
福祉と人権	2	
ソーシャルワーク援助技術論	2	
ソーシャルワーク総論	2	
社会保障論	2	
社会福祉論	2	
公的扶助論	2	
社会保障論	2	
地域福祉計画論	2	
高齢者福祉論	2	
障害者福祉論	2	
ソーシャルワーク演習	1	
ソーシャルワーク演習	1	
障害と運動	2	
地域福祉論	2	
ソーシャルワーク援助技術論	2	
就労支援論	2	
専門職連携演習	1	
ケア技術演習	1	
子ども福祉論 (発達障害を含む。)	2	
家庭福祉論	2	
子ども虐待の臨床	2	
ソーシャルワーク援助技術論	2	
ソーシャルワーク援助技術論	2	
ソーシャルワーク演習	1	

特別講義	特別講義	課題演習 課題演習 課題演習	家庭関係学 家族経済学 家政学 保育学 保育学実習 福祉住環境コーディネート論 食品化学(食品学基礎を含む)。 食品化学(食品学基礎を含む)。 食品衛生学 栄養学 栄養学 調理実習 調理実習 被服環境学 被服学 被服学実習 住居学 家庭電気・機械 山梨と環境汚染 行政学 財政学 地域政策論 地方政府論	介護実習	介護実習	介護実習
				4	1	4
1	1	4 2 1	2 2 2 2 1 2 2 1 2 2 1 1 1 2 2 1 2 2 2	4	1	4
上を修得	一単位以上を修得					七単位以上を修得すること。

五 人間福祉学部人間形成学科			授業科目の名称		卒業要件		合計	
基礎	専門	専攻	人間形成学科 学部教養科目	人間形成学科 導入科目	必修	単位数	選択	履修方法及び修了要件
対象理解	医学一般	人間発達と心理	地域ボランティア演習 コミュニケーション基礎 社会福祉論 子ども福祉論 地域福祉論 生と幸福 生涯スポーツ 福祉と文化 社会調査の基礎	基礎演習 基礎演習	1	1		履修方法及び修了要件
対象理解(障害)	対象理解(幼保)		2 2 2 1					
1	1	2 2	2 2 1 2 2					
こと。	修得すること。	二十三位以上を修得すること。						
					<p>全学共通科目(二十二単位以上)と福祉コミュニケーションニテイ学科専門科目(八十単位以上)とを合計して百二十四単位以上となること(第四十一条の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位であつて、学長が県立大学における授業科目の履修により修得したものとみなしたものを含む)。</p>			
					位	十六単	位	二百十
							五単位	
								すること。

目 録	実 習 科 目		単 位	備 考
	W S	R C R N		
子ども福祉論 子ども虐待の臨床		幼稚園実習指導 幼稚園実習指導 幼稚園実習 幼稚園実習	2 2	十六単位 までを卒業に必要単位数に含めることができる。ただし、免許及び資格の取得希望者に限る。
多文化教育論 日本語教育概論 社会福祉論 高齢者福祉論 高齢者福祉論 障害者福祉論 就労支援論 社会保障論 社会保障論 公的扶助論 ソーシャルワーク援助技術論 ソーシャルワーク援助技術論 ソーシャルワーク援助技術論 ソーシャルワーク援助技術論 ソーシャルワーク演習		保育所・施設実習指導 保育所・施設実習指導 保育所実習 保育所実習 施設実習 施設実習 施設実習 ソーシャルワーク現場実習指導 ソーシャルワーク現場実習指導 ソーシャルワーク現場実習 ソーシャルワーク現場実習	2 2 2 1 2 2 2 2 1 1	十四単位 以上を修得すること。
			1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

卒業要件	合計	特別講義		課題演習		その他																	
		特別講義	特別講義	課題演習	課題演習	ソシヤルワーク演習	ソシヤルワーク演習	社会理論と社会システム	福祉と人権	地域福祉論	地域福祉計画論	ソシヤルワーク総論	ソシヤルワーク総論	社会福祉施設経営論	医療福祉論	司法福祉論	山梨の保健福祉行政	行政学	財政学	地域政策論	地方政府論		
全学共通科目（二十二単位以上）と人間形成学科専門科目（八十六単位以上）とを合計して百二十四単位以上となること（第四十一条の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位であって、学長が県立大学における授業科目の履修により修得したものとみなしたものを含む。）	十八単位			4	2																		
	百九十単位	1	1																				

正する。

第三十五条中「出納局長」の下に「、山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）第二条第一項に規定する地域県民センターの長」を加える。

第三十八条第十一項中「につき」を「に」に改め、「期間について、その」を削り、「年三・七パーセントの割合で」を「、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（第四十五条第三項において「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて」に改める。

第四十五条第三項中「年三・七パーセントの割合で」を「財務大臣が決定する率を乗じて」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県建設工事執行規則第三十八条第十一項及び第四十五条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される工事の請負契約に係る前払金の返還について適用し、同日前に締結された工事の請負契約に係る前払金の返還については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十五号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「、男女共同参画推進センター」を削り、同条第七号中「財務審査監員職員の職の設置に関する規則」を「財務審査監等 県職員の職の設置に関する規則」に改め、「及び財務審査監」の下に「並びに同表出先機関に置かれる職の欄に規定する財務審査幹」を加える。

第三条第二項の表中「広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

第三条の二第一項の表財務審査監の職にある出納員の項中「財務審査監」を「財務審査監等」に改め、同表県民センター管内のかに置かれる物品出納員の項第一号中「アからケまで」を「アからカまで」に改め、同号ア中「（北巨摩合同庁舎内に設置された

ものに限る。）」を削り、同号イ及びウを削り、同号エを同号イとし、同号オを同号ウとし、同号カを同号エとし、同号キを同号オとし、同号クを同号カとし、同号ケを削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「保健福祉事務所」の下に「（中北保健福祉事務所にあつては、峡北支所に限る。）」を、「林務環境事務所」の下に「、計量検定所」を加え、「及び建設事務所」を「、建設事務所（中北建設事務所にあつては峡北支所に、富士・東部建設事務所にあつては吉田支所に限る。）」及び流域下水道事務所」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 総合県税事務所に置かれる物品出納員にあつては、総合県税事務所、計量検定所及び流域下水道事務所に係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

第三条の二第二項及び第四項の表財務審査監の職にある出納員、かいの出納員及び税務出納員の項、第二十一条第一項並びに第二十一条第一項及び第五項中「財務審査監」を「財務審査監等」に改める。

第三十条第三項の表一の項中「財務審査監」を「財務審査監等」に改め、同表一の項中「総合県税事務所課税管理部長」を「総合県税事務所課税・管理部長」に、「宝石美術専門学校事務局総務課長、山梨県工業技術センター次長、富士工業技術センター次長」を「山梨県工業技術センター次長、富士工業技術センター次長、宝石美術専門学校事務局総務・教務課長」に改め、「広瀬・琴川ダム管理事務所次長、荒川ダム管理事務所次長、大門・塩川ダム管理事務所次長、深城ダム管理事務所次長」を削る。

第四十四条第四項中「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

別表第一中「、男女共同参画推進センター」を削り、「宝石美術専門学校、工業技術センター」を「工業技術センター、宝石美術専門学校」に、「広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所」を「ダム管理事務所」に改める。

別表第一の二中二の項を削り、三の項を二の項とする。
別表第一の三中「財務審査監」を「財務審査監等」に改め、同表中二の項を削り、三の項を二の項とする。
別表第一の四中二の項を削り、三の項の二の項とする。
第四十四号様式別記第三を次のように改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番